

警察法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（警察庁の警察官及び皇宮護衛官に対する被服の支給等） 第八条（略） 2（略） 3 警察庁の警察官及び皇宮護衛官に任命後初めて支給品を支給する場合には、第一項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては二着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。 4・5（略）	（警察庁の警察官及び皇宮護衛官に対する被服の支給等） 第八条（略） 2（略） 3 警察庁の警察官及び皇宮護衛官に任命後初めて支給品を支給する場合には、第一項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては二着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。 4・5（略）